

会員規約（ゴルバカのKAKUREGA）

第1条（適用範囲）

本規約は、「ゴルバカのKAKUREGA」（以下「ブース」といいます。）として運営するインドアゴルフ、およびそれに派生するサービスの利用に関し適用されるものとします。

第2条（会員制度）

- 1 ブースは会員制（有料レンジ会員、無料アプリ会員、およびインストラクター会員）とします。
- 2 ブースに入会しようとするときは本規約を承諾し、所定の入会申込書、契約書等（Web上の申込み等電磁的媒体・記録によるものを含む。以下、「入会申込書等」といいます。）を提出することによりブースへの入会が認められ、施設を利用することができます。
- 3 18歳未満（高校生を含む）の未成年者が入会を希望する場合は、本人と当ブース指定の会員であるその保護者が連署の上、入会手続きを行うものとします。この場合、保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- 4 当ブース指定の会員であるその保護者1人につき、一人の未成年者が入会できます。
- 5 保護者は、2親等（叔父叔母除く）に限ります。
- 6 会員は本規約、利用するブースが入居する施設内の諸規則、その他ブースが定める規則をすべて遵守しなければなりません。

第3条（入会資格）

次の各号のいずれかに該当する者は会員になることはできません。

- (1) 本規定および利用するブースの諸規則を遵守できない者
- (2) 入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- (3) タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます。）のある者で、ブース内（ブース内のみならず、駐車場、駐輪場、その他の敷地を含みます。以下同様。）においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意できない者
- (4) 過去または現在において暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有する者とブースが判断した者
- (5) 医師等により運動を禁じられている者
- (6) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- (7) 12歳の年齢に達していない者（なお中学生入学している場合は可能。）
- (8) 所属する学校または団体においてブースへの入会が禁じられている者
- (9) 親権者の同意を得られない未成年者
- (10) 公序良俗に反する行為が認められる者

第4条（会費、利用料金、入会金等）

- 1 有料レンジ会員は、会費をブース所定の方法で支払うものとします。
- 2 有料レンジ会員入会の際には、入会に関する初期費用（入会金8,800円税込）、および翌月会費（13,200円税込）を支払うものとします。
なお、入会金および翌月会費を支払った日を入会日とします。
- 3 有料レンジ会員の会費の支払いは前払い方式とします。毎月、入会日に応答する暦日に、レンジ会員の本支払方法に対して自動的に請求いたします。ただし、本支払方法を変更した場合には、かかる変更の結果会員への請求日が変更されることがあります。また、会員の当ブースへの入会日が、ある月に含まれていない日である場合、当該月の末日に自動的に請求いたします。

- 4 インストラクター会員の会費等は別途定める「業務委託契約書」に準じます。
- 5 会費以外のレッスン料金およびその他料金は、専用アプリにてその都度事前に支払うものとします。
- 6 会費は、実際のブース利用の有無にかかわらず、ブースが別途定める会費をすべて支払う義務があります。一旦支払った会費は、本規約の定めがある場合を除いて返還できません。
- 7 別途ブースが定めるキャンセル可能時間内にキャンセルがない場合、実際のブース利用の有無にかかわらず、一旦支払った料金等は返還できません。
ただし、第21条1項に定めるブースの故意または過失により賠償が生ずる場合は、この限りではありません。
- 8 ブースは、会費等の改訂を行うことができます。その場合、改定后会費は月の1日より施行するものとし、改定を行う各ブースは改定后会費施行月の前月1日より前に会員に告知するものとします。

第5条（会員ごとのブース利用範囲）

会員は下表のとおり、ブースが提供するサービスを受けることができます。

	個人練習のための ブース利用	レッスンのための ブース利用	アプリの活用 (マッチング、 チャット等)	イベントへの 参加資格
有料レンジ会員	○	○	○	○
無料アプリ会員	×	○	○	×
インストラクター会員	×	○	○	○

- 1 有料レンジ会員は2週間前から1コマの個人練習のための打席予約が可能です。
- 2 有料レンジ会員は2コマ以上の練習のための打席予約ができません。ただし、1コマの終了15分前から次回予約が可能になります。当該ブースの次コマに予約がない場合は、連続でブースの利用が可能です。
- 3 有料レンジ会員および無料アプリ会員はレッスンのための打席予約が出来ません。
- 4 レッソンのための打席予約はすべてインストラクター会員が行います。
- 5 インストラクター会員は3週間前から、最大10コマのレッスンのための打席予約が可能です。
- 6 有料レンジ会員は3週間前からレッスン受講予約が可能です。
- 7 無料アプリ会員は1週間前からレッスン受講予約が可能です。

第6条（入退館のルール）

- 1 ブースは、会員に対して解錠権限を付与します。
- 2 会員は、入室時には必ず各自がドアセキュリティの認証解錠を行う必要があり、万一認証を行わずに入室し当ブースを利用した場合、または入室を補助した場合は規約違反退会の対象となります。
- 3 入室は利用開始時刻の10分前および利用予約終了時刻の30分後までに限られます。（解錠コードの有効期限）

第7条（予約および予約のキャンセル）

- 1 ブースの利用はすべて事前予約制です。予約および予約のキャンセルは、原則として専用アプリ内にて行います。
- 2 会員ごとの予約可能開始日は下表のとおりです。

	個人練習のための 打席予約	レッスンのための 打席予約	レッスン受講予約
有料レンジ会員	2週間前	×	3週間前
無料アプリ会員	×	×	1週間前
インストラクター会員	×	3週間前	—

- 1 有料レンジ会員は2週間前から1コマの個人練習のための打席予約が可能です。
- 2 有料レンジ会員は2コマ以上の練習のための打席予約ができません。ただし、1コマの終了15分前から次回予約が可能になります。当該ブースの次コマに予約がない場合は、連続でブースの利用が可能です。
- 3 有料レンジ会員および無料アプリ会員はレッスンのための打席予約が出来ません。
- 4 レッソンのための打席予約はすべてインストラクター会員が行います。
- 5 インストラクター会員は3週間前から、最大10コマのレッスンのための打席予約が可能です。
- 6 有料レンジ会員は3週間前からレッスン受講予約が可能です。
- 7 無料アプリ会員は1週間前からレッスン受講予約が可能です。
- 8 個人練習のための打席予約のキャンセルは、利用開始予約時間の20分前までに専用アプリにて行うこととし、左記時間を超過してのキャンセルはできないものとします。
- 9 レッソンのための打席予約のキャンセルはインストラクター会員が行うため、受講者がやむなくレッスン受講をキャンセルする場合は、専用アプリのチャット機能等を用いてインストラクターへ直接ご連絡ください。
インストラクターの都合でレッスンをキャンセルする場合も同様に、受講者に対して直接ご連絡ください。いずれの場合もレッスンのための打席予約のキャンセル処理は利用開始予約時間の20分前までにインストラクターが行います。
- 10 レッスン料、ラウンドレッスン料、イベント参加費はキャンセルの場合、当ブース指定の方法で返金処理を行いますが、時間を要する場合がありますことをご了承ください。
- 11 無断キャンセルの場合は利用したものとしてカウント・課金されますので、利用しない場合は必ず所定の時間までにキャンセル処理をしてください。
- 12 会員が予約完了後に当該利用開始時間に来場、利用をしない場合を当ブースは無断キャンセルと定義するものとし、当ブースは当該会員に対して返金は行わず、ペナルティを科すことが出来ます。

第8条（会員以外のブースの利用）

- 1 原則、会員のみブースの利用が可能です。以下の条件に限り、会員の同伴者1名のブース利用が可能です。
 - ① 同伴者もレンジ会員である場合
 - ② インストラクター会員がレッスンを提供しようとする当ブースの会員・非会員
 - ③ 小学生以下でゴルフを競技として行っている場合
 - ④ 会員である保護者が付き添われている歩行前乳幼児
 - ⑤ ブースが特別に認めた場合
- 2 会員は同伴者に本規約事項を同意、遵守させるよう監督すること

第9条（遵守事項）

- 1 ブースの利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、ブースの説明並びに指示に従わなければなりません。
- 2 ブース内において、以下の行為は禁止されます。
 - ① 施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動
 - ② ブース内、共用部、駐車場での喫煙、飲酒、騒擾
 - ③ 刃物などの危険物や他者または施設、器具を傷つける可能性のある物品の施設内への持ち込み
 - ④ 正当な理由なく他者の所持品に触れること
 - ⑤ 他の会員また同伴者に対しアドバイスを言い、またはそのように評価される活動を行うこと
 - ⑥ 本規約に基づきブースの利用を認められていない者を同伴させること
 - ⑦ 第3条3項に反し、タトゥー（タトゥーと判別が困難なペインティング等を含む）を露出させること
 - ⑧ 大声、奇声を発する行為、他の会員もしくはスタッフに対する暴力行為、行く手を塞ぐ等の威嚇行為または迷惑行為
 - ⑨ 他の会員、同伴者、スタッフに対し、待ち伏せをし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為
 - ⑩ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為
 - ⑪ 動物を館内に持ち込むこと。ただし、盲導犬、補助犬等は除く
 - ⑫ 他の会員の当ブースの理由を妨げる行為
 - ⑬ ブースの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷つけること
 - ⑭ ブース共用部、当ブースが提供する駐車場、ブースに隣接する公道での長時間の居座り
 - ⑮ ブース内での飲酒、食事、火気類の利用を行うこと。ただし、水分補給は除く。
 - ⑯ ブースが設置している家具、家電設備の当ブースが指定する設定以外での利用
 - ⑰ 予約開始時刻の10分以上前のブースが提供する駐車場および駐車場に隣接する公道での待機
 - ⑱ ブース内、ブースが提供する駐車場および駐車場に隣接する公道への所持品およびゴミの残置
 - ⑲ 駐車場に駐車する車等のアイドリング
 - ⑳ 泥酔、深酔い状態でのブース利用
- 21 ブースの汚損、器物の破壊
- 22 ゴミの放置
- 23 予約せずにブースを利用すること
- 24 ブース利用後、ボールトレイへ使用したボールを片付けない
- 25 既定の人数を超える同伴
- 26 打席内外で打席幅を超えるようなスイング（横振り等）を行うこと
- 27 プレーヤー以外の方の打席、打席付近への立ち入り
- 28 打席設備の移動、および不適切と思われる使用を行うこと
- 29 当ブースのボールおよび備品の持ち出し
- 30 靴底に泥や汚れが付着した状態でブース内に入室すること
- 31 その他注意事項

- ・打席利用のエチケットおよびマナーを守ること
- ・打席の利用が終わったら速やか（5分以内）に移動を行うこと

3 ゴルフブースの利用時は、常にブースが定める以下の禁止事項を含むドレスコードを遵守します。

- ① 酒気を帯びての入館
- ② 施設または器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品
- ③ 伸縮性に欠ける、滑りやすいなど、スイングにふさわしくない衣服、履物（サンダル、草履、長靴等）、服飾品または装飾品
- ④ 会員および他の会員を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品
- ⑤ 上半身あるいは下半身裸、裸足、下着のみ、またはそれに準じる格好
- ⑥ ヒールが高い、または滑りやすいなど、トレーニングにふさわしくない履物
- ⑦ その他、ブースがふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品

第10条（入館の禁止、退場）

1 ブースは、以下の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます

- ① ブースにおいて、第3条に定める入会資格を欠いていると判断した者、または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者
- ② ブースにおいて、入会後に生じた体調不良により正常な施設利用ができないと判断した者。ただし、健康増進目的等で医師の指示がある者は除く。
- ③ ブースにおいて、著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者
- ④ ブースの承諾なくセキュリティ媒体を持たずに入館した者
- ⑤ 本規約の手続きに従わず会員以外の者を入館させた者および入館した会員以外の者
- ⑥ 自己都合により会費等の全部もしくは一部を2ヵ月間滞納した者

2 上記のほか、ブースにおいて入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者

第11条（会員の利用および事故）

1 会員は、事故の責任と危険負担において、他の会員と協調して、ブースを利用するものとします。

2 ブースは、会員がブース利用中にブース内及びブースが提供する駐車場で生じた盗難、怪我その他の事故について、ブースの責に帰すべき事由がない限り、責任を負いません。
会員同士のブース内外でのトラブルについても同様とします。

第12条（退会）

1 有料レンジ会員は自己都合によりブースを退会する場合は、ゴルバカのKAKUREGA専用アプリのマイページから手続きをすることにより、即日退会することができます。

退会した場合、それ以降は無料ダウンロード会員となり、ブースの利用範囲は本規約第5条の通りとなります。また、すでにお支払いいただいている当月分の会費の日割り返金はいりません。

2 本条の退会手続きが完了しない場合は在籍となりますので、ブースのご利用がなくても通常の会員費が発生します。

3 会員費の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会手続きの前に完納しなければなりません。

4 第4条7項に反し、会員が自己都合により会費等の全部もしくは一部の滞納が2ヵ月間となった場合は規約退会とします。また滞納分については、支払期日の翌日から支払日までの日数に年14.6%の割合で計算される金額を延滞損害金として、会費等その他の債務と一括して、ブースが指定する方法で支払いを求めることができるものとします。その際に必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

第13条（届出等）

- 1 会員は、入会申込書等に記載した内容に変更及び、健康状態に変化があったときは、速やかにブースにおいて、所定の手続きをもって変更の届出をしなければなりません。
- 2 ブースから会員への諸通知等は、会員の届け出のあった最新の住所またはメールアドレス等宛に行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負いません。

第14条（規約退会）

- 1 ブースは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を無催告にて強制的に退会させることができます。
 - ① 盗難、拾得物の横領
 - ② 故意または重過失によるブースおよび付属設備等の破壊
 - ③ 非会員なりすまし利用（ID貸し）
 - ④ ブース内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、ブースの運営に影響が生じうると判断される時
 - ⑤ ブースにおいて、第3条に定める入会資格を欠いていると判断したとき
 - ⑥ 入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき
 - ⑦ ブースにおいて、会員としてふさわしくない言動があったと認められたとき
- 2 ブースは、会員が次の各号のいずれかに該当し、催告したにもかかわらず改善しない場合には当該会員を強制的に退会させることができます。
 - ① 本規約（第9条を含み、これに限られない）および各ブースの諸規則を遵守しないとき
- 3 ブースから強制的に退会させられた会員は、退会時からブースを使用することができません。
- 4 ブースから強制的に退会させられた会員に対しては、ブースは、前納分または既納分の会費があっても、これを返還することはいたしません。
- 5 規約退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、当ブースへの入会はできません。

第15条（資格喪失）

- 1 会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。
 - ① 退会
 - ② 死亡もしくは1ヵ月以上連絡が取れなくなったとき
 - ③ ブースを閉鎖したとき
 - ④ 後見開始の審判を受け被後見人となったとき（被補助者・被保佐人を含む）

第16条（会員資格の譲渡禁止等）

ブースの会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第17条（営業日および営業時間）

各ブースの営業日、営業時間およびスタッフ受付時間については、ブース毎に定めます。詳細は専用アプリまたはホームページをご参照ください。

ただし、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第18条（ブース施設の利用制限）

- 1 ブースは、次の理由により施設の全部または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、会員の会費等の支払義務が縮減もしくは停止されることはありません。
 - ① 気象・災害等により会員にその災害が及ぶとブースが判断し、営業が困難と認めたとき。
 - ② 施設、設備の点検、補修または改修をするとき。
 - ③ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
 - ④ その他、ブースが休業を必要としたとき。
- 2 前項の場合、事前にその旨をホームページまたは専用アプリ等にて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第19条（ブース施設の閉鎖・変更）

- 1 ブースは、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。
 - ① 気象・災害等により会員にその災害が及ぶとブースが判断し、営業を不可能と認めたとき。
 - ② 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他ブースの経営上等やむを得ない事由が発生したとき。
 - ③ ブースにおいて経営上等やむを得ない事由が発生した場合にあって、3ヵ月前に予告のうえ解散したとき。
 - ④ ただし、解散の原因が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、上記の予告期間を合理的に短縮することができるものとします。
- 2 ブース施設の閉鎖・変更の場合、会員に対し特別の補償は行いません。

第20条（賠償責任）

- 1 ブース内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、ブースはその故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
- 2 会員または同伴者は、事故の責に帰すべき原因により、ブースまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
- 3 会員は、同伴者の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴者と連携して賠償責任を負わなければなりません。

第21条（その他禁止事項）

- 1 会員は、ブースが提供するサービスおよび商品、その他本サービスを通じて知り得た一切の情報について、会員個人の私的利用の範囲を超えて利用してはならないものとします。
- 2 ブースは、会員がブースを利用するにあたり、会員の次の行為を禁止します。
 - ① 他の会員、第三者または当社の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシー、もしくはその他の権利を侵害する行為、および侵害する恐れのある行為
 - ② 前号の他、他の会員、第三者、当社に不利益もしくは損害を与える行為、または与える恐れのある行為
 - ③ 公序良俗に反する行為、もしくはその恐れのある行為、または公序良俗に反する情報を他の会員または第三者にまたは当社に提供する行為
 - ④ 営利・転売目的で商品等を購入する行為
 - ⑤ 同一人物が複数のIDを作成し本サービスを利用する行為
- 3 ブースのWEBサイト等に掲載されているすべての情報（文章、写真、イラスト等）の著作権は、DINOSAUR GOLF株式会社に帰属します。
これらの著作権は、各国の著作権法、各種条約、その他の法律で保護されており、会員が個人で利用する以外の目的で使用することはできません。

第22条（通知予告）

本規約およびブースの諸事情に関する通知または予告は、ブース所定の場所に掲示する方法またはLINE公式アカウントによる通知、専用アプリによる通知、または電子メール等により行います。

第23条（準拠法、管轄裁判所）

- 1 ブースの利用ならびに利用規約の解釈および適用は、日本国法に準拠します。
- 2 ブースの利用に関わる全ての紛争については、他に格段の定めのない限り、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

第24条（本規約その他諸規則の改定）

ブースは、本規約、細則、利用規定、その他運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもってすべての会員に適用されます。

附則 本規約は2023年6月1日より発効します。

